



裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

同代理人 住所 東京都千代田区神田須田町1-4-8
芙蓉神田須田町ビル3階
氏名 園部 洋士
伊藤 周作
片岡 直輝
萩原 怜奈

処 分 庁 [REDACTED] 福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成22年1月18日付けで提起された上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく費用返還命令処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の請求人に対する費用返還命令処分を取り消す。

事 実

処分庁は、平成21年12月9日、法第63条の規定により費用返還命令処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け[REDACTED]第[REDACTED]号で請求人に通知した。

請求人は、本件処分を不服として、法第64条の規定により、茨城県知事に対し審査請求に及んだものである。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、本件処分の取消しを求め、その理由としておおむね次のとおり主張した。

- (1) 本件処分は、請求人の子が交通事故に遭遇し、当該交通事故（以下「本件交通事故」という。）に係る損害賠償金の支払を受けたことが法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとしてなされたものであるところ、交通事故等の不法行為に基づく損害賠償として受領した金員について、法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当すると解することには、以下の不服がある。

ア 資力があるときの起算点

本件処分は、保険会社から支払われた損害賠償金について、交通事故の発生時点で当該損害賠償金額と同額の資力があつたものとするものである。

しかし、保険会社が支払う損害賠償金額は、交通事故の発生時点においていまだ確定したのではなく、その後の交渉等によって金額が変化するものであり、交通事故発生時点で支払を受けた損害賠償額と同額の資力が発生するとするのは不合理である。

また、交通事故発生時点で当該損害賠償金額が資力とみなされ、交通事故発生時点から損害賠償金の受領時までの生活保護費用を返還しなければならないとすると、長期の入院治療を要したり、症状固定までに時間がかかったり、保険会社との交渉が長引いたりした場合には、返還しなければならない金額も増大することになる。

すなわち、保険会社から早期に損害賠償金を受領すれば返還する金額が低額となり、被害者の将来の生活の保障に充てることのできる金員が確保されることとなる。他方、保険会社との交渉が長引いたこと等により損害賠償金の受領が遅れた場合は、返還する金額が増大し、被害者の将来の生活の保障に充てることのできる金員が減少してしまうことになる。

そうして、損害の適正な賠償を求めて保険会社と交渉を行った結果、被害者の将来の生活の保障に充てるべき金額が減少するという不合理な結果

を招くことになる。

以上のように、交通事故の発生時点を起算日として、保険会社から得た損害賠償金額と同額の資力があつたとみなすことは、不法行為による被害者の保護を軽視するものであり、許されるべきではない。

イ 損害賠償金と資力

本件処分は、損害賠償金を請求人の資力に該当するとしている。

ところで、損害賠償金は、消極的損害（治療費、入院雑費、付添費、入通院慰謝料及び休業損害）と積極的損害（逸失利益及び後遺障害慰謝料）とがあるところ、このうち休業損害については、休業したことによる損害を補填するものであり、休業によって稼ぐことのできなかつた生活費の代わりとしての性質を有している。

しかし、治療費、入院雑費及び付添費は、交通事故によって支出を余儀なくされた費用を補填するものであり、被害者にとってはこれらの支払を受けることによって交通事故前の元の経済状態に戻るだけであり、入通院慰謝料は、精神的な損害について交通事故前の元の状態にする代わりに支払を受けるものであって、被害者にプラスとなるものではない。

また、逸失利益は、被害者が後遺障害等を負ったことにより、将来にわたり交通事故に遭う前の状態よりも経済的な損失が生じることから、その損失部分の補填を現時点において行うものであって、実質は症状固定後から稼働可能な間という将来に受けるべき損害賠償である。それにもかかわらず、将来に支払を行わない代わりに、現時点で支払を受けたことをもって、交通事故時点における資力と解することは不合理である。

さらに、後遺障害慰謝料についても、後遺障害を死ぬまで背負わなければならないという被害者の精神的な苦痛に対し、将来にわたり補填するべき損害を現時点において行うものである。

以上のように、保険会社から支払を受ける金員のうち、休業損害については生活の資力の代わりに得られるものであるとも考えられるが、その他の損害については、マイナスになった状態を元に戻すという性質のものであるから、それらの損害賠償を受けたとしても、それは生活保護受給者の生活保護申請時よりも悪化した状態を申請時の状態に戻したというだけで

ができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものである。ここで「資力」とは、現実の収入に限らず、請求権として発生しているものを含むと解されている。したがって、交通事故の場合はその発生のおきから損害賠償請求権が発生することになるので、そのおきから資力があることとなる。しかし、交通事故の場合、損害賠償請求権発生後、直ちに賠償を受けることができないときには、賠償を受けるまでの間、例外的に保護を受けることができるのであり、必ずしも本来的な保護受給資格を有するのではない。

請求人については、その資力を現実に活用することができる状態になったのであるから、法第63条の規定による費用返還義務が課せられるべきものである。

また、「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について」（昭和47年12月5日付け社保第196号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和47年課長通知」という。）の1においても、第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における法第63条の適用については、資力の発生時点を加害行為発生時点としており、その時点以後支弁された保護費については同条の返還対象となるとされている。

以上のとおり、本件処分には、違法性及び不当性はない。

3 請求人の反論

請求人は、上記2の処分庁の弁明に対し、おおむね次のとおり反論した。

(1) 資力の起算時について

ア 昭和46年最高裁判例は、あくまで、法第4条第3項の規定に基づき、交通事故時から医療扶助の保護を受給した場合の当該医療扶助についての費用返還義務に係る判決である。

この点、請求人は、平成〇〇年頃から〇〇のため仕事に就くことができなくなり、生活保護の申請を行い、生活保護の受給を開始した。また、本件交通事故による損害賠償請求権の債権者である請求人の子は、請求人と同居し、〇〇に通っていた。そして、請求人の子が本件交通事故に遭う前の平成〇〇年頃から、請求人は、生活保護として2月で約〇〇万

円を受給していた。

その後、請求人の子は、平成■■年■■月■■日に本件交通事故に遭い、その時点から平成■■年■■月頃まで入院することとなった。入院にかかる費用は、全て保険会社から支払われ、請求人の子の入院後2月で約■■万円支給された。

平成■■年■■月頃請求人の子が退院した後、■■科に■■回ほど通院した際の診療代や診断書代、同人が風邪を引いたときの治療費を処分庁に負担してもらったことはあったが、入院中の治療費等は全て保険会社から支払がなされている。

このように、請求人は法第4条第3項の規定による保護を受けた者ではなく、医療扶助として処分庁に負担を求めたものは上記の風邪を引いたときの治療費等のみであって、請求人が交通事故後に法第4条第3項に該当するとして医療扶助を受けた事案ではないから、昭和46年最高裁判例の射程の範囲外である。

イ 課長通知は、法第63条の適用がなされた場合の資力の発生時点について定めているだけであり、法第4条第1項の規定による保護を受けた要保護者について法第63条を適用することを定めたものではない。したがって、本件において課長通知をもって法第63条の適用を認めるとすることは、的を射た議論ではない。

(2) 資力について

ア 処分庁の弁明の理由は、資力の起算時が交通事故の発生時であるということとを述べるにとどまり、損害賠償請求権が資力に該当することについて何ら弁明していない。

この点、民法（明治29年法律第89号）第709条は、損害賠償請求権について金銭賠償を原則としている。これは、被害者の損害を加害者に非財産的な懲罰や役務の提供をもって補填させるのではなく、金銭をもって損害を補填するということを定めたものである。これは、損害賠償請求権を「資力」として認めたためではなく、金銭が損害を測定するために最も便利であるからにすぎない。そして、民法第709条が金銭賠償を原則としたため、不法行為の被害者は、損害を回復するために加害者に役務の

提供や懲罰的措置を求めることはできず、金銭を請求する以外に方法はない。

それにもかかわらず、損害賠償請求権に法第63条を適用することによって、損害を被っていない地方公共団体が、被害者である要保護者の損害の回復を求めるための損害賠償請求権を奪取するのであれば、被害者となった要保護者は、加害者から実質的に損害の回復を受けることが不可能となってしまう。

そのため、法第63条をそのように運用するのであれば、民法第709条の規定による損害賠償請求権を認められた被害者がその損害の回復を求める権利を不当に制限することとなる。

仮に、民法第709条の金銭賠償の原則がなければ、要保護者は、加害者に対して、介護、生活の支援等の役務の提供を求めることで損害の回復を求めることができ、かつ、法第63条の適用によってかかる介護や生活の支援を受ける権利を奪取されることはなかったはずであるが、法第63条の適用によって、要保護者の加害者に対する損害の回復を求める権利を不当に制限することとなり、被害者の人格権を侵害する。

イ 損害賠償において認められる損害のうち休業損害は、被害者が事故時点から治療等を終えるまでの間に、仕事をして収入を得ていれば得られたであろう収益が減少したことに対して、その減少分を回復させるためのものである。そして、事故時から治療等を終えるまで仕事で収入を得ていれば、法第63条の規定により当該収入の一部を返還することになっていたのであるから、休業損害が法第63条の資力に該当すると考えることは可能である。また、仮に、法第4条第3項の規定に基づき医療扶助を受けていた場合は、治療費についても法第63条の資力に該当すると考えることもできる。

しかし、その他の入院雑費、入通院慰謝料、後遺症慰謝料及び逸失利益という損害賠償は、被害者が事故前の生活よりも悪い状態になったことを事故前の状態に回復させるためのものである。そして、事故前の生活の状態に戻ったとしても、被害者はその状態（事故前の生活の状態）で生活保護を受給していたのであるから、事故前の状態へ回復したとしても法第6

3条の資力があるということとはできない。

ウ 以上のとおり、損害賠償請求権の全てが法第63条の資力に該当すると
の判断を前提とした本件処分は、法第63条の解釈を誤ったものである。

4 審査庁の判断

(1) まず、交通事故の発生時点を起算日として保険会社から得られる損害賠償
の金額と同額の資力があつたとみなすことは不法行為による被害者保護を軽
視するものである旨の請求人の主張について判断する。

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、
保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市
町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内
において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定して
おり、その趣旨は、「本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために
活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるな
ど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整
を図ろうとするもの」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保
護課長事務連絡別添問答集 問13-5)とされている。

そして、昭和47年課長通知の2によると、法第63条にいう「資力」の
発生時点としては、加害行為発生時点から被害者に損害賠償請求権が存する
ので、加害行為発生時点であること、また、実施機関が同条の規定による返
還額の額を決定するに当たっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有す
るに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として世
帯の現在の生活状況及び将来の自立助長を考慮して定められたいこととされ
ており、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時
点とは、自動車事故の場合、自動車損害賠償保障法により保険金が支払われ
ることが確実なため、事故発生時点とされている。

なお、法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定
めるものとする。」と規定しており、このことから、法第4条第1項の「利
用し得る資産」及び法第63条の「資力」についても、世帯を単位としてそ
の存否を判断することとなる。

これらを本件についてみるに、請求人の世帯においては、本件交通事故を契機として損害賠償請求権という「資力」を取得し、それを行使した結果、「利用し得る資産」として損害賠償金を得たといえることができる。そして、処分庁においては、当該損害賠償金について、請求人の世帯に対して既に支給した保護金品との調整を図るために本件処分を行ったものと認められる。

請求人は、昭和46年最高裁判例は医療扶助についての費用返還義務に係るもので、医療扶助を受けていない本件については、射程の範囲外である旨主張するが、同判例は、法第63条の規定による返還義務の対象となる保護の種類について制限して判断しているものではなく、支給した保護金品全てが対象となる。

また、請求人は、法第4条第1項の規定による保護を受けた要保護者について法第63条を適用することは誤りである旨主張するが、上記のとおり、請求人の世帯においては、損害賠償請求権という資力を取得していることから、資力発生時点から法第4条第3項の規定による保護を受けたものとして、法第63条が適用されたものである。

(2) 次に、損害賠償金の内容及びその性質を考慮せずに一律に損害賠償金を資力とみなすことは法第63条の解釈を誤っている旨の請求人の主張について判断する。

昭和46年最高裁判例は、法第63条は、法第4条第1項にいう要保護者に利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実を活用することができない等の理由で法第4条第3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実を活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものである旨判示し、法第63条にいう「資力」は法第4条第1項にいう「利用し得る資産」を含むものと解している。そして、交通事故による被害者は、加害者に対して損害賠償請求権を有するとしても、加害者との間において損害賠償の責任や範囲等について争いがあり、賠償を直ちに受けることができない場合には、他に現実にご利用し得る資力がない限り、傷病の治療等の保護の必要があるときは、法第4条第3項により、利用し得る資産はあるが急迫した事由がある場合に該当するとして、例外的に保護を受けることができる旨判示し、また、このような

保護受給者は、後に損害賠償の責任範囲等について争いがやみ賠償を受けることができるようになったときは、その資力を現実に活用することができる状態になったのであるから、法第63条により費用返還義務が課せられるべきものと解するのが相当である旨判示している。

上記(1)に述べたとおり、請求人の世帯においては、本件交通事故を契機として損害賠償請求権という「資力」を取得し、それを行使した結果、「利用し得る資産」として損害賠償金を得たといえることができるが、そのことにより、その資力を現実に活用することができる状態になったのであるから、当該損害賠償金は、その全部又は一部を問わず、また、入院雑費、後遺症慰謝料などその内容を問わず、法第63条の「資力」に当たるため、請求人が受給した保護金品に相当する金額の範囲内で同条の返還義務が生じるのである。

(3)最後に、本件処分を行うに当たり、本件交通事故に起因する損害賠償金は、請求人の子の今後の自立支援のために必要であるという事情を考慮すべき旨の請求人の主張について判断する。

上記(2)に述べたとおり、本件交通事故に起因する損害賠償請求金は法第63条の「資力」に当たるものの、同条の規定により返還しなければならない額は、被保護者が受給した保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額とされていることから、本件において同条により返還義務の対象となる額について検討する。

「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)IVの1の(2)は、法第63条の規定による費用返還の額について、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えない」としている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)

第8の3の(2)のイの(ア)においては、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを相当としないもののほかは、すべて認定すること」とされており、一方、次官通知第8の3の(3)においては、オの「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」については、収入として認定しないこととされている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)第8の2の(4)においては、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示により売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする」とされており、

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。)第8の問40の答においては、(1)の「被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費に充てられる額については、自立更生のための用途に供される額として認めるものとする」とされている。

これらを本件についてみると、本件交通事故に起因する損害賠償金は、次官通知第8の3の(3)のオにいう「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当するものと認められる。そこで、当該損害賠償金のうち請求人の世帯の自立世帯のためにあてられる額について、以下検討する。

請求人は、本件審査請求時に弱冠 〇〇 歳の請求人の子が今後 〇〇 歳の 〇〇 を抱えながら自立をするために、本件交通事故によって支払われ

た損害賠償金は必要不可欠なものである旨主張するにとどまり、自立のために必要な用途については具体的に主張していない。

しかし、審査庁の調査によると、本件交通事故は、請求人の子が原動機付自転車乗車中に自動車との間で発生した事実が認められ、このことを踏まえれば、当該原動機付自転車の破損や本件交通事故当時請求人の子が着用又は所持していた衣服等の消失が容易に想定できるところ、これらの損害を回復するための経費については、昭和38年課長通知第8の間40の答の(1)にいう「被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費」に当たり、次官通知第8の3の(3)のオにいう「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」として認められるにもかかわらず、処分庁はこれらについて十分な調査・検討をしていない。

以上のとおり、本件処分については、法第63条の適用・解釈に違法・不当な点はないが、費用返還決定にかかる手続上の瑕疵が認められる。

よって、主文のとおり裁決する。

平成25年6月3日

茨城県知事 橋本



(不服申立てに係る教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し、再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、再審査請求をすることができなくなります。

(処分及び裁決の取消しの訴えに係る教示)

- 2 この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この裁決の前提となる処分をした[]を被告として(訴訟において[]を代表する

者は、 長となります。) 処分の取消しの訴えを、又はこの裁決をした茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。) 裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。